

長野市自立支援教育訓練 給付金事業(母子家庭・父子家庭)

目的

母子家庭又は父子家庭の経済的自立を促進するため、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんの主体的な能力開発の取組みを支援します。

内容

本市があらかじめ指定した、就業に結びつく特定の講座を受講した際に、本人が支払った受講料等の一部を支給します。

対象者

市内に居住する20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～③を満たす方

- ①児童扶養手当を受けている、または同様の所得水準
- ②過去に当該訓練給付金を受給していない。
- ③事前相談で適職に就くために必要性が認められる。

対象講座

- ① 雇用保険の一般教育訓練の対象講座（介護職員初任者研修、医療事務等）
受講料の6割、上限20万円
- ② 雇用保険の専門実践教育訓練の対象講座のうち、名称・業務独占資格取得を目指す講座（看護師、介護福祉士等）
上限80万円（20万円×修学年数）

手続き

- ① 講座指定申請
始めに、必ず受講開始前に事前相談を受けてから、講座指定申請の手続きを行なってください（ハローワークで発行される「教育訓練給付金支給要件回答書（一般教育訓練）」が必要となります）。
- ② 支給申請
受講が修了しましたら、修了日から30日以内にあらためて申請してください。

支給方法

支給申請後に支給要件確認後、支給いたします。

長野市役所子育て支援課 ひとり親・給付担当
電話 224-5031
篠ノ井支所福祉政策課分室
電話 292-2593